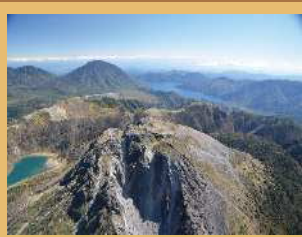


日光白根山の噴火警戒レベル

—火山災害から身を守るために—

噴火警報等で発表する 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



【日光白根山の特徴】
有史以降では水蒸気噴火が主体で、1649年の噴火では戦場ヶ原で数十cmの降灰があった。過去には、日光白根山周辺を震源とする地震活動が一時的に活発化した。

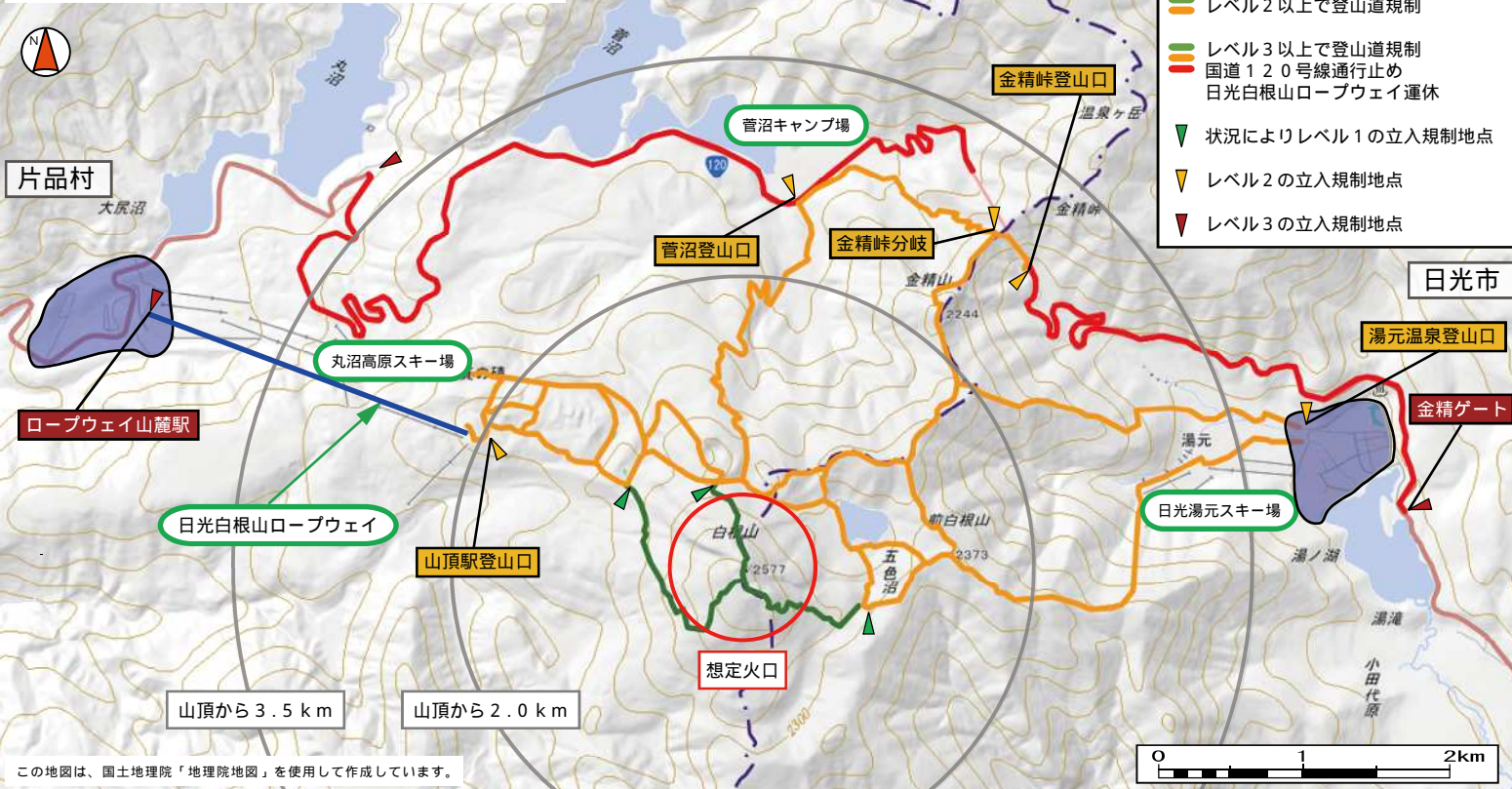
日光白根山 噴火警戒レベルに対応した防災対応（概要）

日光白根山の噴火警戒レベルは、地元自治体等と調整して作成しました。この図は、日光白根山の噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）、2（火口周辺規制）及び3（入山規制）の規制範囲等を示しています。噴火警戒レベル4（避難準備）及び5（避難）については、火砕流、融雪型火山泥流による影響が想定される居住地域での防災対応が必要となります。具体的な規制範囲等については、栃木県、日光市、群馬県、沼田市、片品村にお問い合わせください。

レベル5（避難） 危険な居住地域からの避難等が必要。	レベル3（入山規制） 住民は通常の生活。 山頂から3.5km程度内の立入規制。	レベル1（活火山であることに留意） 住民は通常の生活。 状況に応じて想定火口内（山頂から500m）への立入規制。
--------------------------------------	--	---

レベル4（避難準備） 警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要。	レベル2（火口周辺規制） 住民は通常の生活。 山頂から2.0km程度内の立入規制。
--	--

噴火警戒レベル1～3における規制図



VEGETABLE OIL INK
本冊子は、植物油インクを使用しています。

気象庁
Japan Meteorological Agency

気象庁地震火山部火山課 火山監視・警報センター
TEL : 03-3212-8341(内 4526) <http://www.jma.go.jp/>
宇都宮地方気象台 TEL 028-635-7260 <http://www.jma-net.go.jp/utsunomiya/>
前橋地方気象台 TEL 027-896-1220 <http://www.jma-net.go.jp/maebashi/>

日光白根山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	噴火が発生し、火砕流及び融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 過去事例 なし
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、避難行動要支援者の避難等が必要。	噴火活動が高まり、火砕流または融雪型火山泥流が居住地域までに到達するような噴火の発生が予想される。 過去事例 なし
警報	噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて避難行動要支援者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	山頂から概ね3.5kmまで大きな噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。 居住地域に到達しない程度の火砕流、融雪型火山泥流、溶岩流を伴う噴火が発生、または予想される。 過去事例 なし
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	山頂から概ね2kmまで大きな噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。 過去事例 1649年噴火：山頂噴火、頂上の神社全壊、戦場ヶ原で数十cmの降灰 1952年：噴煙活動活発、山麓で鳴動
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内及び近傍への立入規制等。	状況により火口内に影響する程度の噴火の可能性あり。 過去事例 なし
				火山活動は静穏。	住民は通常の生活。規制区間なし。	火山活動は静穏。

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

注) 火口とは、想定火口(山頂から半径500m)域を指します。

この噴火警戒レベルは、地元市町村等と調整の上で作成したものです。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定めることとなっておりますので、関係する各市町村にお問い合わせください。

最新の噴火警戒レベルは気象庁ホームページでもご覧になれます。

<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>